一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町笹路字打越一の三三、一の三六から一の四七まで、一の五三から一の六〇まで、一の六五から一の一〇六まで、一の一〇八から一の一一三まで、一の一一九から一の一七五まで、一の一九七から一の二〇〇まで、一の二〇八から一の二一〇まで、一の二一四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町黒滝字ハゲ谷一二五、一二六、一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二七の五から一二七の一二まで、字小**杓**谷一二〇の一、一二二、一二四、字多良谷川三一から三八まで、三一の一、三五の二、三九の一、三九の二、四〇から四九まで、四四の一から四四の八まで、四四の一一から四四の一四まで、字大杓谷一三〇、一三二から一三四まで、一三二の一、一三三の一、一三五の一から一三五の四まで、一三五の七から一三五の一二まで、一三六、字栃ノ木谷五八から六五まで、五八の一、六七の一から六七の四まで、六八の一、六八の二、六九、七〇、七四から七六まで、字林一一一、一二二、字林之下五二、五三、字林谷七七から八〇まで、九二、一一〇
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。
㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈠　所　滋賀県甲賀市土山町黒滝字多良谷川四四の九、四四の一〇、字堂ノ谷六三八の五
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。
㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区奥荒田字奥山四九三の二五、四九三の三八、四九三の一一〇から四九三の一四まで、四九三の一二〇、四九三の一二五、四九三の一二六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山四九三の三八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十四日
農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市長野字小杉一六九（次の図に示す部分に限る。）、大谷字奥谷一七九の二から一七九の五まで、一八〇の一〇九、字末広八九の二から八九の一一まで、大久保字ムコ子畑上一五〇五の一、一五〇五の三から一五〇五の五まで、字スリ畑一五〇八、一五〇九、朝来市和田山町藤和字大野一の七、三〇〇一の一、三〇〇一の六、三〇〇一の八、三〇〇一の一一
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。
㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈠　所　兵庫県朝来市和田山町和田字和谷七五の二（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
㈠　主伐は、択伐による。
㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年五月十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年五月十五日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　東京都中野区中野三丁目四十六番十三号桃丘ハイツ三〇二号　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部中野現地事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百四十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。
平成二十七年五月十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

第三項の表広島ＩＬＳの項中「ＳＹＵＰＩ一日」を「ＳＹＵＰＩ二一」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第九十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年五月十四日
防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年五月二十一日から同年七月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。